

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年10月13日 10時50分ごろ
発生場所	沖縄県西原町西原マリンパーク東方沖 当添港北防波堤灯台から真方位357° 1.2海里付近 (概位 北緯26° 12.7′ 東経127° 46.5′)
事故の概要	プレジャーボート ジャイアント・トレバリーは、錨泊中、絡索を解除するためにチルトアップした船外機を復旧できないまま、風波に圧流されて干出浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年10月21日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ジャイアント・トレバリー、5トン未満（長さ5.37m） 296-16336 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	右舷中央部船底外板に亀裂、船外機のプロペラに欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 4、視界 良好 海象：波向 東南東、波高 約1.0～1.3m、潮高 約73cm（沖縄）、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをを行う目的で、沖縄県与那原町のマリーナを出発し、10時30分ごろ西原マリンパーク東方沖の釣り場に到着した。 船長は、西北西方にある干出浜との距離が目測で約200m離れているのを確認して船外機を停止し、本船の停止地点付近であれば錨泊が可能であると思い、水深約10mの所で船首から錨を投下し、錨索を約10m程度伸出して船首部にあるクリートに固定し、船首を東南東方に向けて錨泊を開始した。 船長は、船体の動き及び錨索の状態を見て錨が効いていると思い、釣りの仕掛けの準備を行いながら、ふと周囲を見たところ、船尾方にある干出浜まで約2～3mの距離に本船が接近しているのを認めた。 船長は、本船が波による船体の上下動で錨が海底で不安定な状態となり、走錨して西北西方に圧流されたと思った。 船長は、本船が干出浜に乗り揚げる寸前であり、慌てて船外機を始動し、本船の錨索の方向を確認しないまま本船を前進させたところ、同錨索が船外機のプロペラに巻き付き、船外機が停止したことに気付いた。

船長は、スロットルレバーのスイッチを押して船外機をチルトアップ^{*1}の状態にして海面上に揚げ、巻き付いた錨索をナイフで切断してプロペラから外した後、揚げるときと同様の操作を行い、船外機を海中に降ろそうとしたが、スイッチの電線が断線し、自動で海中に降りず、手動で降ろそうとしても降ろすことができなかった。

船長は、どうすることもできないでいたところ、本船が東南東方からの風波で圧流され、干出浜に乗り揚げた。(図1参照)



図1 事故発生場所概略図

西原マリナーパークにいたビーチ職員は、乗り揚げた本船を認めて118番通報した。

船長は、干出浜から歩いて上陸し、海上保安庁に通報して救助を要請した。

本船は、その後、風波により横倒しになり転覆した。

本船は、その後、西原マリナーパークの水上オートバイにより与那原町のマリーナにえい航された。

本船の錨索は、本事故直前の本船の位置における水深が約5m未満となっており、船首方に伸びた状態であった。

本船の喫水は、船首約0.30m、船尾約0.55mであった。

船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。

分析

本船は、東南東の風及び波を受ける状況下、錨泊中、走錨して干出浜至近に接近した際、船長が、錨索の方向を確認せずにプロペラを回したことから、錨索を船外機のプロペラに巻き付け、絡索を解除したものの船外機を起動できないまま、風波により船体が圧流され、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、釣りの仕掛けの準備に意識を集中し、本船が走錨して干出

^{*1} 「チルトアップ」とは、船外機を一杯に引き上げて水面より上に傾斜させた状態をいう。

	浜至近に接近していることに気付いた際、慌てていたことから、錨索の方向を確認せずにプロペラを回したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、錨泊中、船長が、錨索の方向を確認せずにプロペラを回したため、錨索を船外機のプロペラに巻き付け、絡索を解除したものの船外機を起動できないまま、風波により船体が圧流され、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、錨泊中、船外機等のプロペラを回す際は、錨索の伸出方向を確認し、絡索を防止すること。